

議案第48号

さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 [略] 2 [略] 3 給水人口は、 <u>140万人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>42万8,000立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第3条 [略] 2 [略] 3 給水人口は、 <u>133万人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>57万5,000立方メートル</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。